

新庄最上定住自立圏の形成に関する
協定の一部を変更する協定書

平成28年12月22日

新庄市 鮎川村

新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と鮭川村（以下「乙」という。）は、平成27年6月25日に締結した新庄最上定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の5に次の1号を加える。

（3）水道事業の広域連携

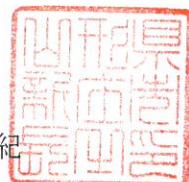
| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 水道事業の効率的な経営のため、広域連携について調査及び研究を行い、水道事業の経営基盤の強化を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携し、広域連携について調査及び研究を行い、水道事業の経営基盤の強化に向けた取組を推進する。 |
| 乙の役割 | 甲と連携し、広域連携について調査及び研究を行い、水道事業の経営基盤の強化に向けた取組を推進する。 |

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月22日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長 山尾順紀



乙 最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7

鮭川村長 元木洋介

